

特定非営利活動法人カノア定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人カノアという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県宮古市山口2-24-1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医療的ケアの必要な障がい児・者および重度心身障がい児・者本人および家族等（以下、「医療ケア児・者等」という。）に対する理解を深め、デイサービス事業、短期入所や日中支援型グループホーム、相談支援活動に関する事業を行い地域や関係施設・団体等において理解の促進および啓発活動を行いながら支援の輪を広げ、医療ケア児・者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの増進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
- ②福祉制度や地域で受けられるサービス、発達や療育に関する相談支援事業
- ③医療的ケア児・者等の日中一時支援、生活介護支援、入浴サービス事業
- ④家族等の介護の軽減と、緊急時に対応できる短期入所事業
- ⑤医療的ケア児・者等の成長とともに在宅介護が困難、または主たる介護者の亡きあとを見据え生活拠点の確保に係る日中支援型グループホーム事業
- ⑥「医療的ケア児・者等」の社会参加の推進、地域社会への理解と啓発活動、保健、医療及び福祉・教育の増進を図る事業
- ⑦その他、医療的ケア児・者等への理解を深める調査など、本法人の目的に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上6人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねる事が出来ない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のある時または理事長が欠けた時は理事長からあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を支給しない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局担当、会計担当その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任または解任および職務
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条にて同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的な方法をもって、少なくとも総会の日 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的な方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的な方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条と前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、理事会の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第43条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更生）

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更生をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事業所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産に帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認定の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人を解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承

諾を得なければならない。

3 第1項第2項の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併または破産により解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 攝 待 保

副理事長 攝 待 みゆき

同 中 村 順也

理事 佐 藤 純子

同 佐々木 友香利

監事 小 川 一志

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|-----------------|-------|-------------------|
| (1) 正会員入会金 | | 5 0 0 0 円 |
| 正会員会費 | | 5 0 0 0 円 (1 年間分) |
| (2) 賛助会員会費 (個人) | 1 口 = | 3 0 0 0 円 (1 年間分) |
| 賛助会員会費 (団体) | 1 口 = | 5 0 0 0 円 (1 年間分) |

(法第 10 条関係「設立認証申請」)

(法第 26 条関係「定款変更認証申請」)

(法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

役員名簿

特定非営利活動法人カノア

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事長	攝待 保		無	
副理事長	攝待みゆき		無	
同	中村 順也		無	
理事	佐藤 純子		無	
同	佐々木友香利		無	
監事	小川 一志		無	

(法第 10 条関係「設立認証申請」)

(法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

宮古地域において医療的ケア児・者、重度心身障がい児・者の受け入れ施設はほぼ皆無、または定員数や職員の不足によって利用を制限されている現状です。それにより在宅介護が強いられ、家族の負担が増え疲労困憊に追い込まれる一方、当該児・者も自宅だけの生活となり、外に出る機会が失われストレスの蓄積と家庭内で負のスパイラルに苦しむ状況下にあります。

医療的ケア児・者、重度心身障がい児・者に特化した施設を作ることにより定員数や職員不足で預けられない問題を解消し、介護者の負担軽減やリフレッシュの時間を増やすことを目的とし、また、地域や関係施設・団体等において理解の促進および啓発活動を行いながら支援の輪を広げ医療的ケア児・者、重度心身障がい児・者の福祉の増進に寄与します。

2 申請に至るまでの経緯

宮古市には知的障がい児・者施設や就労の場は多く設置されていますが、医療的ケア児・者、重度心身障がい児・者の施設や宿泊施設はほぼ皆無の状況にあります。対象児・者の成長とともに在宅介護だけでは介護者の身体的・精神的疲労も限界に近づいてきております。また働く親にとっては安心して預けられる、口中支援の場、短期入所、グループホーム等が必要であり、グループホームにおいては介護者（主に両親）亡き後の生活拠点の確保が今後の課題となってきます。

現在も、働いている親は盛岡、久慈、一ノ関など遠方まで送迎をし短期入所を利用しているご家族もおります。

知的障がい児・者との共同施設もありますが、現状は話すこと、動くことができる障がい児・者の優先順位が高く、自力で動けない児・者は後回しになっているのが現状です。

医療的ケア児・者、重度心身障がい児・者に特化した施設を設立し、その児・者に個別に支援できる環境が必要であると考えております。医療的ケア児・者、重度心身障がい児・者一人ひとり出来ることは異なるため、個別支援を行うことで残存機能の温存、更なる成長を促したいと考え法人設立を発起いたしました。

令和6年4月11日

特定非営利活動法人カノア

設立代表者 住所又は居所 岩手県宮古市山口5丁目1番24号

氏 名 攝 待 保



(法第 10 条関係「設立認証申請」(設立当初の事業年度の事業計画書))

令和 6 年度の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人カノア

1 事業実施の方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

事業内容について、個々を知るために親の会を中心とした支援会議、その情報共有を密に行い従業者すべての共通理解を図る。

2 事業実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従業者 の予定 人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
医療的ケア児・者等の日中一時支援、生活介護、入浴サービス事業	日中預かり	未定	宮古市 山口	3 人	5 人 市内対象児 18 歳未満	0
医療的ケア児・者等の日中一時支援、生活介護、入浴サービス事業	日中活動	未定	宮古市 山口	4 人	8 人 市内対象者 18 歳以上	3
医療的ケア児・者等の生活拠点の確保に係る日中支援型グループホーム事業	生活支援	未定	宮古市 山口	2 人	4 人 宮古圏域対 象者 18 歳以上	0
医療的ケア児・者等の生活拠点の確保に係る日中支援型グループホーム事業	緊急時対応	未定	宮古市 山口	1 人	2 人 宮古圏域対 象児・者 全年齢	0

(法第 10 条関係「設立認証申請」(翌事業年度の事業計画書))

(法第 25 条第 3 項及び第 4 項、第 26 条関係「定款変更認証申請書」)

(法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

令和 7 年度の事業計画書

7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人カノア

1 事業実施の方針

初年度からの流れを引き継ぎ、個々を深く理解し個別支援に力を入れていく。安全安心の確保を第一にすべての支援に取り組んでいくことの共通理解を確認する。

出来ないではなく、どうすれば出来るように支援ができるのか従業員それぞれが考え、季節に応じた作品作りや外出を積極的に行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従業者 の予定 人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
医療的ケア児・者等の日中一時支援、生活介護支援、入浴サービス事業	日中預かり	日曜 定休 8:30~ 17:30	宮古市 山口	3人	5人 市内対象児 18歳未満	18
医療的ケア児・者等の日中一時支援、生活介護支援、入浴サービス事業	日中活動	日曜 定休 9:30~ 15:30	宮古市 山口	4人	8人 市内対象者 18歳以上	600
医療的ケア児・者等の生活拠点の確保に係る日中支援型グループホーム	生活支援	無休 24時間 体制	宮古市 山口	2人	4人 宮古圏域対 象者 18歳以上	200
医療的ケア児・者等の生活拠点の確保に係る日中支援型グループホーム	緊急時対応	無休 24時間 体制	宮古市 山口	1人	2人 宮古圏域対 象児・者 全年齢	100

(法第10条関係「設立認証申請」(設立当初の事業年度の活動予算書))

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人カノア
(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員入会金	50,000		
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費(個人)	30,000		
(団体)	5,000		
		135,000	
2. 受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等	0	0	
4. 事業収益	0	0	
5. その他収益	0	0	
経常収益計			135,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0	0	
(2) その他経費			
会議費	3,000		
旅費交通費	0	0	
施設等評価費用	0	0	

その他経費計	0	0	
事業費計	3,000		3,000
2.管理費			
(1) 人件費	0	0	
人件費計	0	0	0
(2) その他経費	0	0	0
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計			
当期経常増減額			132,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計			
IV 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額			132,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			132,000

(法第10条関係「設立認証申請」(設立当初の事業年度の活動予算書))

令和7年度の事業年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人カノア

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員入会金	50,000		
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費(個人)	30,000		
(団体)	5,000		
		135,000	
2. 受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等	0	0	
4. 事業収益			
日中一時支援事業	28,650		
生活介護事業	21,654,000		
日中支援型グループホーム事業	898,500		
短期入所事業	141,000		
		22,722,150	
5. その他収益	0		
経常収益計			22,857,150
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 事業費			
給料手当	10,800,000		
食材費	300,000		
水道光熱費	1,800,000		
車両費	600,000		
車両保険料	120,000		
施設等支払金	6,000,000		
		19,620,000	

(2) その他経費 作業準備経費	918,000	918,000	
事業費計			
2.管理費			
(1) 人件費	0	0	
(2) その他経費	0	0	
管理費計	0	0	
経常費用計			20,538,000
当期経常増減額			2,319,150
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			2,319,150
前期正味財産額			132,000
次期繰越正味財産額			2,451,150